

令和3年8月19日

私立保育所等保護者様

野田市児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症予防のための登園自粛要請【延長】に
ご協力いただいた場合の保育料の返還方法等について

野田市の登園自粛要請延長期間（9月1日（水）から9月30日（木）まで）に、
家庭内保育にご協力いただく全ての方は、「新型コロナウイルス感染症予防のための
保育所等利用休止申告書（野田市が登園自粛要請をしている場合）」（以下「休止申
告書」といいます。）に必要事項を記入し、在籍する保育所等に提出してください。

1 登園自粛要請期間及び休止申告書の提出について

- （１）当初登園自粛要請期間 令和3年8月2日（月）から8月31日（火）まで
（２）登園自粛要請延長期間 令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで

※（２）に係る「休止申告書」は8月30日（月）までに提出してください。

休止申告書提出先 在籍する保育所等

2 保育料等返還等手続きについて

上記１の期間に「休止申告書」を提出し、登園自粛にご協力いただいた保護者
で保育料又は給食費がかかっている方については、下記の日程で、在籍する保育
所等を通じて配布する「返還等申請書」を提出いただくことにより、登園自粛実
績に応じて保育料を日割計算し、返還等（同一年度内の保育料等への充当、又は
保護者の口座への振込）をいたします。

（１）8月分の保育料

「返還等申請書」の提出期限 令和3年 9月 9日（木）

返還等の予定日 令和3年 9月30日（木）

（２）9月分の保育料

「返還等申請書」の提出期限 令和3年10月 8日（金）

返還等の予定日 令和3年11月 1日（月）

※新型コロナウイルス対応等により返還等が遅れる場合があります。

返還等申請書提出先 在籍する保育所等

- ・1日からでも申請可能です（新型コロナウイルス感染症予防のための特例）。
- ・もともと登園予定でなかった日（勤務不要日）や私的な理由で登園しなかった日などは返還の対象とはなりません。
- ・返還額は、法令・要綱に規定する日割計算・減額の方法により算定します。
- ・保育料等が未納の場合は、日割計算及び減額はいたしますが、返還等の対象外となります。
- ・認定こども園、地域型保育事業（事業所内保育所等）については、保育料を施設で徴収しているため、日割計算は市で行いますが、返還等は施設で行います。
- ・給食費については、在籍する保育所等にお問い合わせください。

問い合わせ先 野田市児童家庭部保育課
電話：04-7123-1299